教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1　日　時

平成２２年9月2日（木）
開会　１３時３０分
閉会　１５時３５分

2　場　所

教育委員室

3　出席者及び欠席委員の氏名

出席者　牛場まり子委員長、清水明委員、竹下譲委員、丹保健一委員、向井正治教育長
欠席者　なし

4　出席職員

教育長　向井正治（再掲）
副教育長兼経営企画分野総括室長　山口千代己
教育支援分野総括室長　真伏利典　　学校教育分野総括室長　松坂浩史
社会教育・スポーツ分野総括室長　田畑知治　研修分野総括室長　長野修
経営企画分野
　教育総務室長　平野正人生　教育総務室副室長　小林哲也
教育支援分野
　人材政策室長　木平芳定　人材政策室副室長　出口勤　人材政策室主幹　西尾雅二
　学校施設室長　大森邦彦　学校施設室副室長　長島弘哉
学校教育分野
　高校教育室長　齋藤俊彰　高校教育室充指導主事　宮﨑泰人
　小中学校教育室長　西口晶子　小中学校教育室副室長　鈴木憲
　小中学校教育室充指導主事　松島功城
　特別支援教育室長　浅生篤　特別支援教育室副室長　東直也　特別支援教育室主査　森井博之
社会教育・スポーツ分野
　スポーツ振興室長　村木輝行　スポーツ振興室充指導主事　堀之内宏行
　スポーツ振興室主幹　森政之　スポーツ振興室主事　奥田さおり

5　議案件名及び採決の結果

	件　　名	審議結果
議案第２７号	三重県教育財産規則の一部を改正する規則案について	原案可決
議案第２８号	支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規定の一部を改正する訓令案について	原案可決
議案第２９号	職員の懲戒処分について	原案可決

6　報告題件名

	件　　名
報告１	平成 23 年度使用教科書の採択について
報告２	各採択地区における平成 23 年度使用小学校用教科書の採択状況について
報告３	平成 22 年度全国高等学校総合体育大会の結果について
報告４	第 32 回東海中学校総合体育大会及び平成 22 年度三重県中学校体育大会の開催について
報告５	国民体育大会第 31 回東海ブロック大会の結果及び第 65 回国民体育大会の開催について
報告６	「日本スポーツマスターズ 2010（にまるいちまる）三重大会」の開催について

７　審議の概要

・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成２２年８月１８日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

清水委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 29 号が人事案件のため、秘密会で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 27 号、議案第 28 号を審議し、報告１、報告２、報告３、報告４、報告５、報告６の後、非公開の議案第 29 号の順とすることを確認する。

・審議内容

議案第２７号　三重県教育財産規則の一部を改正する規則案について（公開）

（学校施設室長説明）

三重県教育財産規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年９月２日提出。三重県教育委員会教育長。

提案理由、三重県教育財産規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第１項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。改正理由です。行政財産の貸付けを可能とするため、三重県公有財産規則が改正され、平成 21 年４月１日から施行されています。これにより、行政財産の有効活用が可能となり、三重県が自主財源の導入に取り組むことができるようになりました。

現在行政財産の目的外使用により設置されている飲料水の自動販売機を、行政財産の貸付けによる設置に平成 23 年４月から切り替えていくことになっています。

このため、教育財産においても目的外使用により設置されている飲料水の自動販売機について貸付けによる設置を可能とするため、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、使用許可を貸付け及び使用許可に改めます。これに伴い所要の読替規定を整備するとともに、関係様式を改めます。

施行期日については、入札準備等の事務もありますので、平成 22 年 10 月１日としています。２ページ、３ページが改正案です。よろしくご審議をお願いします。

【質疑】

丹保委員

今まで教育財産の目的外使用の許可による使用料の徴収事例はなかったのですか。

学校施設室長

三重県教育財産規則により、土地及び建物について目的外使用の許可を行い、基本的には使用料を徴収しています。

使用料は、土地については価格に 100 分の４、使用許可期間等を、建物については価格に 100 分の８、使用許可期間等を掛けて算出しています。

今回の改正により、目的外使用の許可に加え貸付けも可能になります。貸付けの場合、貸付先は入札で選定し、貸付額は応札額となります。最低制限価格は設定しますので、それ以上の額になります。

丹保委員

現在の使用料よりも少し高めの収入があると考えていいですか。

学校施設室長

三重県公有財産規則が平成 21 年から改正され、知事部局では先行試行的に入札を行い、平成 22 年４月１

日から本庁舎の１階、栄町庁舎の１階に自動販売機を設置しています。
その使用料は 3 ヶ年で、行政財産の目的外使用では約 12 万円でしたが、貸付けの入札結果では約 360 万円となりました。
本庁舎、栄町庁舎は不特定多数の外来者が利用するところで、学校とは条件が違いますので、現時点で使用料は想定できません。

丹保委員

分かりました。

竹下委員

学校を使用したい人、地元の人たちにも貸付けができるようになるのですか。

学校施設室長

一般競争入札により貸付先を選定しますので、その中で一定の条件を課すことになります。

竹下委員

貸付先を入札で選定するということは、学校を使用したいという人も入札に参加できることになるのでしょうか。

学校施設室長

そういうことです。

竹下委員

今までの学校の使用形態と違うような使用形態となる可能性があるということですか。

学校施設室長

使用形態については、従前と変わらないと考えています。現在は行政処分で目的外使用を許可していますが、私法上の契約に変わるというものです。現に学校にも多数の自動販売機が設置されていますので、その財産の管理形態が目的外使用の許可から契約に変更されると考えています。

竹下委員

千葉県の習志野市立秋津小学校では学校を開校し、地元の人たちが中心になっていろいろな形で借り受けているそうです。例えば、運動場の一角を田んぼに借り受けて、地元の人たちが子どもたちと一緒にその田んぼを耕作しているという話を聞きました。私はなかなかおもしろいなと思っています。そのように地元の人たちに貸付けることができる財産が増えてきたということですか。

学校施設室長

今回の規則の改正は、地方自治法の改正を受けて三重県公有財産規則が改正されたことに伴うものです。地方自治法第 238 条の 4 は、改正前は貸付は特定の場合に限定され、原則禁止でしたが、行政改革、市町村合併等で庁舎等の建物や敷地に余裕ができたことから、その部分について貸付けを可能とするという内容に改正されました。この改正は、財産管理に着目したものと理解しています。

竹下委員

学校を使用したい人にも貸付けることができるという考えはあるのですか。

学校施設室長

改正後の地方自治法施行令では、現に使用していない、あるいは使用することが見込まれない部分がある場合において、貸し付けるということが可能ということになっています。

竹下委員

生徒数の減少に伴って、空き教室、グラウンド等に余裕スペースが出てくるはずです。そのようなものは貸付けの方向で検討するということですか。

学校施設室長

教育財産の管理については、教育委員会の専管事項であり、三重県公有財産規則の改正に伴い三重県教育財産規則も財産管理上の改正が必要となりましたので、規則改正の提案をしています。委員がお尋ねになりました機能管理については一般的には考えられます。

竹下委員

貸付けという言葉は展望が持てますから、私は大いに賛成です。

教育支援分野総括室長

委員が今お尋ねになりましたように、可能性としての議論はあろうかと思いますが、今回は、知事部局もそうですが、自動販売機に限定して、目的外使用の許可ではなく貸付けという管理形態に見直していこうというものです。それによって結果として、収入も少しは増えるのではないかというものです。

竹下委員

約 12 万円が約 360 万円というのは年間ですか。

教育長

これは３年間の総額です。

丹保委員
　貸付けよって販売品が高くなるということはありますか。
学校施設室長
　現状設置されている自動販売機では、市中よりも低価で販売されているという実情があります。価格面については、入札の条件とすることで、現状のサービスを享受できると考えています。
委員長
　契約期間が３年の場合、その満了時は改めて入札になるわけですか。
学校施設室長
　現在では一応３年間を予定していますので、契約期間満了時には入札になると考えています。

【採決】
　－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

議案第２８号　支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令案について（公開）

（学校施設室長説明）
　支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年９月２日提出。三重県教育委員会教育長。
　提案理由、支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第１項及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。
　これが、この議案を提出する理由である。
　１ページをご覧ください。改正理由ですが、前議案でご審議いただきました三重県教育財産規則の改正に伴い、支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の改正を行うものです。
　改正内容としましては、委任事務に貸付けを追加するものです。施行期日は 22 年 10 月１日としています。
　２ページが改正案です。よろしくご審議をお願いします。

【質疑】
丹保委員
　自動販売機設置の貸付け収入について、予算的な配分等、設置している学校への何らかの配慮はありますか。
学校施設室長
　貸付け収入については、三重県全体の収入になりますので、設置している学校の予算に直に反映するというものではありません。
丹保委員
　予算的な配分など全く配慮しないということですか。
学校施設室長
　そういうことになります。
丹保委員
　分かりました。
委員長
　よろしいでしょうか。
竹下委員
　学校での収入はその学校の予算に反映するような、学校への予算的な配慮をどのようにかできないですか。
学校施設室長
　現状では困難です。
副教育長
　農業高校の農産物の売却益は雑収入として収入していますが、一定のルールでそれを教育委員会が学校運営費に反映していますので、これに類似したルールになっていくのではないかと思っています。
竹下委員
　はい、分かりました。

【採決】
　－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

報告１　平成 23 年度使用教科書の採択について（公開）
（高校教育室長説明）
　平成 23 年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校）教科用図書の採択結果について、別紙のとおり報告する。平成 22 年９月２日提出。三重県教育委員会事務局、高校教育室長、特別支援教育室長。
　まず、教科書採択の内容についてご説明します。お手元の資料の 136 ページ、資料１をご覧ください。小中学校においては教科書の採択が４年に１度、県内 10 採択地区で行われています。
　一方、県立学校においては毎年各学校が選定を行い、県教育委員会が校長の内申を受け、採択を行なっています。なお、教科書採択は三重県立学校の管理運営に関する規則第 13 条及び三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規定第３条により、学校教育分野総括室長の専決事項となっています。
　選定作業については、まず５月 12 日に各学校に対して基本方針と留意事項を示した「教科用図書の選定について」を通知するとともに、５月 14 日に開催しました教科書事務担当者連絡会議において教科書選定事務全体についての説明を行いました。その後、各県立学校では、資料１のように各教科会議による選定を行い、校内選定委員会による協議を経て校長が決裁し、教育委員会に内申します。
　校内選定委員会は全ての県立高校でＰＴＡ役員等の教員以外の外部委員に入っていただいています。７月５日までに各学校から教科書選定の内申があり、事務局担当者で内申の記載内容について検討を行いました。
　県立学校においては、毎年度、入学する生徒等に実施する教育課程を定め、届け出ることとなっており、それに伴い使用する教科書も毎年度選定する必要があるため、各学校からの内申を受け採択手続きを行なっています。137 ページの資料は、採択手続きにかかる具体的な日程となっています。また、次の 138 ページの資料は選定作業に係る状況です。
　以上のような手続きを経て、採択となった教科書の一覧が、１ページから掲載するものです。１ページの平成 23 年度使用教科書採択一覧表のとおり、県立高等学校においては 3,116 点を採択しました。各学校別のものは２ページから 76 ページまでにあります。なお、一部の教科書ですが、ご覧いただきたいと思います。
　以上、ご報告申し上げます。
　なお、特別支援学校については、特別支援教育室長がご報告申し上げます。
（特別支援教育室長説明）
　続きまして、特別支援学校の教科書採択についてご説明申し上げます。恐れ入りますが資料の 77 ページをご覧ください。77 ページの一覧表は、それぞれ上段から小学部、中学部、高等部と分けてあります。そして、それぞれについて本の種類があります。障がいのある子どもたちの実態に即して本の種類が、そこに書きました３種類あります。検定本、著作本、一般図書の３種類です。検定本は地域の小中学校と同じく文部科学省の検定を受けたものです。著作本については、文部科学省が著作権を有する本です。通称、星の印で、知的障がいの学校で使用するような絵本となっています。また、この２つの教科書を使っても授業が難しい場合については、一般の絵本等を使ってもよいということになっていますので、これに従って一般の図書を使用するものです。これらの総計については、そこにお示しをしたとおりです。各学部３種類のものです。総計をしますと、2,429 点というのが今回採択をした総点数です。
　次に、全般的な特徴です。今回は著作本が増え、67 点増えています。これはこちらの指導と、知的障がいの学校で採択を行うということを学校での協議の中で確認をしまして、これまでより 67 点増えているところです。また、一般用の図書についても 104 点増えています。これは多様な実態、特に障がいの重度化から、このような結果となっています。
　また、138 ページをご覧ください。最後のページですが、教科書の選定についてはそれぞれの学校で委員会を招集し、外部の委員の参画等によって、透明で公正な審議を旨としているところです。昨年に比べ外部委員の登用については 14 名増となっています。また、外部委員の占める割合も 34％と、昨年度に比して５ポイント増加している状況です。こうしたことを通じて、より公正で透明性の高い採択、選定をさせていただくよう心掛けた次第です。
以上です。よろしくご審議お願いします。

【質疑】
丹保委員
　各市町は、市町の教育委員会等で最終的に決めるわけですよね。この表によると、県立学校の場合は校長

のところで決めるわけでしょうか。ここの決裁と教育委員会の関係を教えて欲しいのですが。
高校教育室長
先ほどご説明させていただいたように、各学校ではこういう選定手続きをした上で、最終的に校長が決裁をします。それぞれの教育目標に合うかどうかという判断で決裁をされたものが、教育委員会に出されます。それについて教育委員会で採択をするということです。
丹保委員
ここで決定するわけですか。
高校教育室長
すみません。先ほど説明させていただきましたように、学校教育分野の総括室長の決裁となります。
丹保委員
ですね。
学校教育分野総括室長
校長はどの教科書を使うつもりなのか、内申の決裁をするわけです。これを使いたいという、内申のための決裁です。そして、私が決裁してこれであるということを決めさせていただきます。今、お手元に置いてあるのは、高校で使う教科書の一部です。いろいろな種類がありますので、少し見ていただきたいと思います。
丹保委員
そうすると、この場所は報告を受けて、それについて意見があれば何か言うというわけですか。
学校教育分野総括室長
そうです。
丹保委員
はい、分かりました。それで、全体的に大きな変更というのはありましたか。
高校教育室長
今、新しい学習指導要領が出されて端境期というのか、新しく検定を受けたものは４つと、非常に少ないということです。
竹下委員
特に定時制がそうなのですが、選んでいる教科書が非常に少ないですね。この、亀山は今１年生だけですか。４年までありますよね。それでこれだけ少ないというのはどういう意味ですか。
高校教育室長
やはり規模が大きい学校、また、総合学科等、生徒が選ぶ科目が非常に多い学校は当然数が多くなりますが、規模が小さい学校については、どうしても種類が少なくなります。
竹下委員
30 ページの亀山で見ていくと、国語は１冊ですよね。これは１年生から４年生までこの教科書を使うのですか。国語の勉強は教科書１冊で、１年から４年まで全部同じ教科書なのですか。
高校教育室長
来年から亀山高校の定時制については、飯野高校となるものですから、そのようになっています。
竹下委員
今、亀山には１つの学年しかないわけですか。
高校教育室長
いや、１学年１つということになります。定時制は１学年１クラスです。
竹下委員
１学年１クラスだけ。そうか、それでこれだけの科目ね。普通の高校生というのはこれだけの科目でいいわけですか。国語と世界史と数学と理科と書道、それから英語科、これだけの授業でいいわけですか。あと無いのですか。
高校教育室長
昨年度、１年生の時点で数多くの教科書を採択しています。来年度１年生はいませんので、２年生、３年生、４年生分の教科書はこれだけということになります。２年生、３年生、４年生と新しく勉強をし始める科目の教科書のみをここへ挙げてもらっているということで、全体的な科目の数というのは多いです。来年度については若干少なくなります。
副教育長
必履修科目で、１年生で取っているものについてはここに挙がってこないということです。２、３年、４年生の中で、新たに使うものということになります。４年生はほとんど無いということですね。もうほとんど単位を取ってきているということになります。
竹下委員

例えばその隣の 31 ページの津高校でいくと、ここで挙がっている 45 冊の教科書以外にいっぱい使っているということですか。他にも実際に使っている教科書がいっぱいあるということになるのですか。

高校教育室長

そういうことになります。

竹下委員

そういうことになりますか。今、例えば津高校でいけば、１学年でどれくらいの教科書を使って、どれくらいの授業、勉強をしているのですか。１人の高校生が１年に勉強する教科書というのは何冊ぐらいあるのですか。

副教育長

類型コースによって違います。

竹下委員

どこか１つの教室でいいのですが。こういうのを見て分からないわけですね。

副教育長

教育課程とつなぎ合わせないと分からないですね。教育課程表というのが１年２年３年と表になっていまして、それとこれとを合わせていくという感じです。教育課程表がないと、どのぐらい学んでいるかというのが分かりません。その教育課程表を見ると、どれだけ科目が開設されているかというのも分かってくるということです。

竹下委員

1 年生である教科書を選んだら、もう同じ教科書というか、その続きで２年、３年とやっていくのですか。

副教育長

続きというか、２年生で、例えば文系と理系と分かれていると、同じ数学でも違う数学を取るということもあります。文系数学とか理系数学といって教科書が変わる場合があります。

学校教育分野総括室長

これでいうと、数Ⅰ、Ⅱ、ⅢやA、B、Cと書いてありますが、ここでレベルが変わってきます。

竹下委員

これ１年生用、２年生用、３年生用となっているのですか。

副教育長

代数とか幾何とか、最近そういうのもまた出てきています。津高校の場合はありませんが。

学校教育分野総括室長

各社ともいろいろレベルの違う教科書を作っています。

副教育長

津高校の教育課程表をコピーして教育委員さんに渡してください。そうしないと教科科目がどれだけあるかわからない。

進学校は授業時間の確保ということで、先日、四日市南高校へも行っていただきましたが、７限授業をやっています。普通は 50 分を標準として６限授業が多かったのですが、授業時間の確保ということで 90 分授業をしたり、45 分授業を７限したり、様々な工夫をしながら授業時間を確保しています。その上に、３学期にすると休みがどうしても多くなるので、３学期ではなくて２学期制ということで、９月末までを前期、10 月の頭から後期という形でしている学校もあります。前期と後期の間に２、３日の中間休みを取るとか、あるいは中間試験をやるとかということをしています。

竹下委員

そうなってくると、使う教科書は数が少なくなるということですか。

副教育長

２学期制には関係ないと思います。教育課程が問題ですので。時間割運営はそのままですので、授業の実時間数と教育課程とは少し違います。

竹下委員

素朴に思う疑問を聞いているのですが、例えば 18 ページで四日市中央工業高校のを見ると、非常に多いですね。これは工業高校の生徒というのはものすごく勉強しないといけないということなのか、それとも、この年にたまたま選んだ教科書が多かったのか。

副教育長

これは機械科、電気科というように学科が違うと、教科書が異なりますから。ですから、一番多いのは四日市工業高校だと思います。16 ページ、17 ページが四日市工業です。単純に言えば、学科が多いところは、当然教育課程が違いますから教科書が増えてくるということです。工業基礎などの場合は、電気科と機械科は同じ教科書を使うということもありますが。

委員長

よろしいですか。
副教育長
津高校の教育課程表をお配りします。特別支援の方も教科書を見ていただいたらどうでしょうか。
竹下委員
これを見ると、Ⅰと書いてあるのは１年生用ということですか。
学校教育分野総括室長
今日はお手元に、同じ会社が作っているレベルの違う教科書を置いています。同じ英語にしても、絵が多かったりとか、字が多かったりとか、異なっています。
竹下委員
いずれも１年生用ですか。
副教育長
Ⅰが１年生というわけではありません。２年生で使うところもあります。
竹下委員
Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとあるのだから、Ⅰは１年生用ではないのですか。そうでもないのですか。
副教育長
学校によってはⅠをまたどこかで使うということもあります。習熟度に応じてですね。
竹下委員
習熟度に応じてならいいのですが、このⅠを見ると難しそうだから。
高校教育室長
もっと簡単なのもあります。
副教育長
Ⅰが一番簡単と思うから難しいと感じますが。
竹下委員
こちらは簡単というか、文字が大きいですが。この教科書は少し読んだけれど、とても難しい。
副教育長
普通、ⅠとかⅡとかⅢというのは、ホップ・ステップ・ジャンプみたいに、系統的に学ぶということになっていると思います。
竹下委員
これで１年生ならば、日本人はみんな英語が話せるはずですね。
副教育長
言語能力と会話能力は違うので。
学校教育分野総括室長
今見ていただいているクラウンという教科書ですが、四日市高校などはそれを使っています。
竹下委員
やはり違うんだ。
副教育長
先ほど津高校の教育課程表がお手元にいっていると思いますが、津高校の１年生の場合は、国語総合というのがあって、国語Ⅰというのはないわけですね。国語総合が１年生で必修となっています。２年３年になると、類型とか、Ｓ２とか、選択とかありますから、そこでどの教科書を使うかというのは違ってくるということです。他にも世界史課題探求Ⅰとか、数学でもⅠ・Ⅱ・Ⅲがあったり、Ａ・Ｂ・Ｃがあったり、数学課題研究というのがあったりします。一応、教科書は何らかの形で使って授業をするということですので、講座の数が多いと教科書が増えます。ただ、あまり教科書を変えると、先生も一々授業を準備しなければなりませんので、共通のところは同じ教科書を使わせることもあるなど、一概になかなか言いづらいところがあります。まだ津高校はシンプルな方だと思います。
竹下委員
津高校でいくと、スーパーサイエンスという、これはコースだと思いますが、こういう科目があるんですか。
副教育長
そうですね。ＳＳＨの指定を受けて、こういう科目を自分たちで作りあげています。教科書はどういうものを使うのか、自主教材にしているのか、そのあたりはちょっと分かりませんが。
竹下委員
はい。

－全委員が本報告を了承する。－

報告２　各採択地区における平成 23 年度使用小学校用教科書の採択状況について（公開）

（小中学校教育室長説明）

各採択地区における平成 23 年度使用小学校用教科書の採択状況について、別紙のとおり報告する。平成 22 年９月２日提出。三重県教育委員会事務局、小中学校教育室長。

続きまして、小学校の来年度使用する教科書の採択状況についてご報告申し上げます。本年度は、平成 23 年度から小学校において使用する教科書の採択の年にあたっています。各市町教育委員会では法令の定めるところにより、それぞれの責任と権限において、この８月 31 日までに採択が行われました。その採択状況についてご報告申し上げます。

資料１ページをご覧ください。その表の中の一番左の列です。県内には 10 ヶ所の採択地区がありますが、その採択地区ごとに採択された教科書の発行者名を略称で表したものがこの一覧表です。正式名称はその表の下の※印のところに書いてあります。その表ですが、表の中に上下の２段に並記してある部分があります。例えば北勢第３採択地区をご覧いただきますと、国語の部分は上段に「光村」、下段に「教出」と記載がしてあります。これは、今回の採択において、これまで使用してきた教科書とは異なる発行者に採択替えを行なったところであり、上段が新採択、下段が旧採択となっています。

今回の採択では 10 ヶ所の採択地区のうち、伊賀採択地区と熊野採択地区をご覧いただきますと分かりますように、この２つの採択地区については採択替えがありませんでした。

今度は縦の、種目をご覧いただきますと、国語から保健まで 11 種目ありますが、11 種目ある教科書のうち、書写と地図についても採択替えはありませんでした。また、この２種目は全ての採択地区で同一の教科書が採択されています。採択替えが多かった種目は生活で、４つの採択地区で採択替えが行われました。国語、社会、算数、音楽、図画工作では、結果として 10 採択地区のうち、９つの採択地区が同一の教科書を採択するという結果になりました。以上、11 種目、10 採択地区の延べ 110 種目中、16 種目で採択替えがあり、比率でいきますと、14.5%となっています。前回、平成 20 年度は採択替えは無く、平成 16 年度には 18.2%の採択替えをしています。

以上、採択状況についてご説明を申し上げましたが、この一覧表については、ホームページに掲載し、広く県民の皆様に情報提供する予定をしています。

以上で、各採択地区における平成 23 年度使用小学校用教科書の採択状況について、ご報告とさせていただきます。

【質疑】

竹下委員

疑問が２つあります。１つは、ほとんどのところが同じ教科書を使っていますね。これだけたくさんの教科書があるにもかかわらず、ほとんどのところが同じ教科書を使っている。これは何か作為があるのでしょうか。どこかで連絡し合っているのか、それとも、たまたま一致したのか、というのが１つです。

それからもう１つは、前回はほとんどが同じ教科書を選んでいた中から若干というか、ごく少数が変えていますね。少数勢力というか、１つだけ違うものを選んでいることになっていますが、これは前の教科書に関して何か理由づけをしているのですか。これはだめだったからこう変えるというようなことがあるのか、全部公平に審査していって、たまたま今年はこういうことになったのか。それと同時に、他の変えていないところは、今までのものが良いという前提でやっているのか。その辺について、もし状況が分かれば少し説明して欲しいです。

小中学校教育室長

委員からご質問がありました２点について、まず、１点目ですが、同じ教科書が採択されているのは何かあるのかというご質問でしたが、それぞれの採択地区で厳正かつ慎重に採択がなされていますので、そういうことは無いと捉えています。

２点目ですが、少数のところだけが採択している場合があるということですが、これについても、前回の教科書を今回の採択にあたって勘案するというよりは、今回の検定済みの教科書の中から子どもたちに一番ふさわしい教科書を選んでいますので、それも今回の採択の対象となる教科書を正確に調査された結果であると把握しています。以上です。

竹下委員

再質問ですが、これ、採択はバラバラにやっているのですね。連絡は取り合っていないのですね。普通のいろいろな調査などでいくと、大体これだけ数がそろっているのに、こんなに一致するとなると、もう全体的に圧倒的にそこのものがいいということになるというか、全国に拡大しても比率が大体同じような形になってくるんですが。ということは、三重県で選んでいるような教科書が全国的に選ばれているのか。そうな

ってくると、後の会社は潰れるのではないかと思うのですが。

副教育長

大体ですね、国語というのは光村が全国的に強い。他の教科書はあまり出していないですね。昔、社会では大阪書籍というのがあって、三重県はほとんどが大阪書籍だったのですが、会社が倒産したということです。大阪書籍は他にも国語とか算数を出していますが、あまり売れない。それぞれの持ち味というか、老舗というのがありまして、そのあたりに収斂していくのかと思います。記述なども、社会については大阪書籍が非常に得意としているところですし、光村はやはり国語が売りといいますか、そういうことになっているのかと思います。

ただ、竹下委員が言われますように、これは小学校なのですが、中学校の教科書の採択も段々数が減ってきていることは事実です。１社とか２社とか３社に。昔は５、６社あったんです。というのは、私が指導主事になった平成４年ぐらいには、入試問題を作るときには教科書の一覧表を見て、県内の中学校でどんな教科書が使われているかということを調べて、その教科書に載っている共通項を出題していくということだったのですが、最近はその数が減ってきています。教科書会社が淘汰されてきているのか、あるいは学校の中での使い勝手が収斂されているのか、ちょっとそのあたりは判断つきかねますが。確かに委員が言われるように、教科書会社が固定化されつつあるというのは、ここ 20 年近く見ていますが、三重県の状況としてそういう感じです。

研修分野総括室長

先ほどの話と重なりますが、例えば小学校で国語と言いますと、光村の教科書は非常に現場の感覚に合っていると言いますか、使いやすいです。音楽も教芸がそれを非常に専門としていまして、中身も非常に歌いやすい格好になっています。帝国書院の地図というのも定番みたいなところがあります。

丹保委員

今、竹下先生がおっしゃったように、心配なことは心配です。寡占化が行われるということになって、競争がなくなりますので。ただ、選ぶ方も分からないわけではなくて、やはり大きな資金を持っている会社はいろいろなことができるんですね。例えばウェブ上でもいろいろなデータを出したりとか、執筆した先生方にいろいろな紹介をしたりとか、そのようなことを派手にやっていますから、どうしてもそちらの方にいきがちになるというのはあると思います。執筆する先生たちの給料はどうか分かりませんが、ひょっとすると高いのかなとか、それでは小さいところは出せないのではないかとか、そうなってくると、確かにいいものはできますが、寡占化になって、一社になってしまったときにはどうなるかという問題は起こるので、少し心配な感じはします。感想としてです。

－全委員が本報告を了承する。－

報告３　平成 22 年度全国高等学校総合体育大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成 22 年度全国高等学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。平成 22 年９月２日提出。三重県教育委員会事務局、スポーツ振興室長。

資料１ページをご覧ください。本年度の全国高校総体ですが、７月 28 日から８月 20 日までの間、一部鹿児島開催がありましたが、沖縄県で開催されました。期間中、台風が発生するなど天候で随分左右された部分もありましたが、無事終了しています。

６の主な成績です。まず、団体ですが、昨年に引き続き、今年も優勝はありませんでした。しかしながら、８位までの入賞が７件ということです。特にこの中でも上から３段目のところ、水球で３位に四日市中央工業高校、そして４位にも水球で津田学園とありますが、この水球の競技に関しては、東海ブロックで２チームの出場枠でありながら、この２校は共に準決勝まで上がり、３位決定戦を戦ったということで、水球のレベルの高さが伺えるかというところです。

２ページは個人の成績です。優勝は２件で、まず１件はレスリングの男子 55 kg級の高橋侑希選手、いなべ総合学園です。この高橋君については、現在２年生ですが、昨年に引き続き２連覇です。

続いて、ハンマー投げの宇治山田商業の森本君です。以下、８位までの入賞ということで 24 名の入賞がありました。

続いて３ページですが、これは定時制・通信制の体育大会の結果です。この大会については、東京都を中心に関東一円で行われました。６の主な成績です。団体は入賞の該当はありませんでしたが、個人においては、砲丸投げ、円盤投げで北星高校の西本祐一君が優勝をしています。なお、この西本君の砲丸投げについては、３年連続の優勝ということで、大変立派な成績を収めていただいています。

なお、戻っていただきまして、全国高校総体ですが、昨年と今年の入賞の比較をしますと、昨年が団体は

10 の入賞、今年が７、そして個人については、昨年は 22 の入賞、今年が 24 ということで、トータルしますと昨年が 32 件、今年が 31 件ということです。
以上です。

【質疑】
丹保委員
今年、こういう競技が強くなったとかありますか。私は今、陸上競技が強くなってくれないかと思っているんですね、駅伝の関係で。そういう効果はまだまだ出ていないですか。
スポーツ振興室長
実は陸上競技につきましては、昨年は宇治山田商業高校の女子の活躍が大変目立った年でしたが、今年は若干力が落ちているかと思います。ただ、１ページの６にありますように、種目ごとで順位に点数をつけて、そのトータルで競う学校対抗で全国８位になっていますので、昨年ほどの力はないにしても、やはり一定の力は保っているのかというところがあります。特に今年というか、最近よくなってきたのが鳥羽高校のフェンシングです。これが少年のクラブからの積み上げで成果を現してきているかというところです。指導者も全国クラスの指導者が配置されていますので、そういったことも関係していい結果が出ているのかと思います。そういったところが目立ったところです。
丹保委員
はい、分かりました。
竹下委員
陸上でいきますと、いつも宇治山田商業が強いですよね。今年も新聞を見ていて、がんばっているなと思いました。去年より落ちているとは思いませんでしたが。それでも今年も非常に強いということですね。これは強い子どもたちが行くからですか、それとも指導者が優れているからなのですか。
スポーツ振興室長
我々は両方だと考えています。
竹下委員
この橋爪さんというのは、地元の子ではなくて遠方から来ている子ですか。
スポーツ振興室長
この子は地元というか、志摩の方だったと思います。

－全委員が本報告を了承する。－

報告４　第 32 回東海中学校総合体育大会及び平成 22 年度全国中学校体育大会の結果について（公開）
（スポーツ振興室長説明）
第 32 回東海中学校総合体育大会及び平成 22 年度全国中学校体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。平成 22 年９月２日提出。三重県教育委員会事務局、スポーツ振興室長。
資料の１ページをご覧ください。今年の東海中学校総合体育大会については、本県の各会場で実施をされました。８の大会の結果ですが、団体の部で、そこにありますように９つの種目で 20 のチームが入賞をしています。なお、優勝をしましたソフトテニスの矢渕中学の男子については３年連続の優勝で、安定した力を保っていただいているところです。この団体については、昨年が 13 チームの入賞数でしたので、大きく入賞数を伸ばしたと言えるかと思います。
続きまして、２ページ、３ページをご覧ください。２ページ、３ページについては、１位から３位までの入賞について挙げさせていただいています。今年については、７つの種目、14 の種別で 57 名の入賞があります。昨年が 42 名の入賞でしたので、これも人数は増えているということが言えるかと思います。
そして、４ページをご覧ください。これは今年の全国中学校体育大会の結果ですが、今年については、中国ブロックの各県で開催をされています。団体については、軟式野球の海星中学とソフトテニスの男子の矢渕中学校が２位、ソフトテニスの女子の矢渕中学が３位です。矢渕中学の男子のソフトテニスについては、２年連続の２位ということで、ある種、達成感はあったとは思われますが、大変悔しい結果であったとも学校関係者からは伺っているところです。個人については、剣道の優勝をはじめ、そこにありますような 11 名が入賞をしています。
以上です。

【質疑】
委員長

先ほどもありましたが、３年連続というので何か教育委員会から特別なことというのはできないのでしょうか。

スポーツ振興室長

こういった競技成績の表彰については、高等学校、中学校について全国表彰の３位までを表彰するというのをしているわけですが、特に今のところ、連続優勝による表彰はありません。

委員長

何かしてあげたらどうでしょうか。

丹保委員

中学校は入賞が大分増えていますね。これが高校まで来るともっといいですが。これは最近としては珍しくいい話ですね。

－全委員が本報告を了承する。－

報告５　国民体育大会第 31 回東海ブロック大会の結果及び第 65 回国民体育大会の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

国民体育大会第 31 回東海ブロック大会の結果及び第 65 回国民体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成 22 年９月２日提出。三重県教育委員会事務局、スポーツ振興室長。

資料の１ページです。少し細かいですが、ご説明させていただきます。この表に示す意味ですが、東海ブロック大会が東海４県において、今年は岐阜県の各会場で開催をされました。まず、表ですが、左側の一番上を見ていただきますと、水泳という競技名、そして少年男子という種別、その右側の種目は水球ということです。そして三重、愛知、静岡、岐阜と並んでいるわけですが、そこの数字につきましては、東海ブロック大会での順位を表すものです。そこに○がしてありますのが、このブロック大会を通過して千葉の本国体に出場するということです。ここの○の数ですが、競技によっては１位しか行けないもの、あるいは２位まで行けるもの、３位まで行けるものというのがあります。

そして、もう１つ、１の水球の下の欄、三重の欄にバーが引いてありますが、これは参加がなかったという意味です。

そして、その下の３テニスのところの「ストレート」といいますのは、東海ブロックの大会を経ずに各県代表が出場できるということです。これをまとめたのが、２ページです。32 の競技がありますので、表が細かくて申し訳ありません。その真ん中のところに枠で囲んでありますが、１位、２位、３位とあり、愛知、静岡、岐阜、三重と並んでいます。一番右側の合計突破率というところを見ていただきますと、三重の欄が 189 種別の中で 22 の突破、パーセントに直しますと 11%となっています。昨年が 21 の突破でしたので、若干、あまり大きな声で言えませんが、１つだけ上がりました。今のところ、岐阜県が平成 24 年に国体を開催する準備をしているということもありまして、岐阜県において非常に強化が進んでいます。愛知がおり、岐阜ということで、大変苦しい戦いをしているところです。

参考までに、先ほどフェンシングで鳥羽高校ががんばっているという話をしましたが、ここでも女子は優勝しましたが、男子は第２位でした。この東海ブロック大会で岐阜県に敗退をした。インターハイで勝ちました愛知県にはブロック大会では勝ったのですが、岐阜県で岐阜選抜に敗れたということで、大変厳しい戦いを強いられているということです。

そして、３ページ以降については、国民体育大会千葉国体の資料です。４ページを見ていただきますと、本県からは、選手、本部、監督等を含めて 380 名の派遣ということになります。昨年は本国体 44 位という大変厳しい成績でしたので、今年は 30 位台を目指してがんばっていただきたいと思っています。

以上です。

【質疑】

丹保委員

①①と両方あるのはどういう意味ですか。表の中に①①が２つ並んでいますね。

スポーツ振興室長

２チーム、２県代表の種目については、準決勝が終わった段階でもうそこが代表になりますので、最後１位２位決定戦をせずに、両方１位という扱いにしています。

－全委員が本報告を了承する。－

報告６　「日本スポーツマスターズ 2010（にまるいちまる）三重大会」の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

「日本スポーツマスターズ 2010（にまるいちまる）三重大会」の開催について、別紙のとおり報告する。平成 22 年９月２日提出。三重県教育委員会事務局、スポーツ振興室長。

１ページをご覧ください。以前にもご報告をさせていただいていますが、いよいよ今月 17 日から 21 日の間で、この大会が開催されます。なお、ゴルフ競技については、会場等の都合で９月 13 日から 15 日の間となっています。

参加者数については、7,696 名ということで、本大会で 10 回目を迎えますが、過去最多の人数です。そのうちの三重県選手は 597 名ということです。この詳細については、３ページに、細かいですが資料を付けています。

それから、１ページへ戻っていただきまして、開会式です。９月 17 日の前夜祭は大人の集まりですので、都ホテルを会場にして、選手が約 500 名、そして役員と関係する者 200 名ということで、トータル 700 名が参加をするということです。なお、この大会期間中には、この日本スポーツマスターズのシンボルメンバーと言われる方々、過去に国際舞台等で活躍された方がシンボルメンバーになっていますので、その方々によるスポーツ教室を、そこにありますように講師で開催していただくということです。

水泳については、実は昨日、連絡が入りまして、萩原智子さんが講師として予定をされているわけですが、萩原さんは現役復帰をされてアジア大会への出場が決まっているということで、急遽来られなくなったということです。そこで、ここの講師は、アテネオリンピックの 800ｍ金メダルの柴田亜衣さんに講師として急遽ご参加いただくということです。ということで、現在、準備を進めています。昨日から三重テレビやＦＭ三重等でもコマーシャルをさせていただき、今後、各地区のケーブルテレビ、あるいは新聞等でも随時、広報活動もしてまいりたいと考えています。

以上です。

【質疑】

竹下委員

85 歳なんてすごいですね。最高齢が。

委員長

よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－

議案第２９号　職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。